

保育士になりたい
あなたを応援します！



県内
高校3年生向け

令和8年度 保育士修学資金 貸付のご案内

貸付額

160万円以内（借入期間最長2年の限度額）

月額 **5万円以内**

入学／就職準備金 各**20万円以内**

無利子で貸付け

対象者

（以下をいずれも満たす方）

☆山口県内に居住する高校3年生（※1）で、高校卒業後、山口県内の指定保育士養成施設（※2）（以下「養成施設」という。）に入学し、保育士の資格取得を目指す方

☆養成施設卒業後、山口県内の保育所等（※3）で児童の保護等に従事予定の方

返還免除

☆養成施設卒業後、1年以内に保育士登録を行い、山口県内の保育所等（※3）で、保育士として児童の保護等に**5年間**（※4）従事した場合、返還が全額免除されます！

- （※1） ・山口県外出身者でも可
（※2） ・右表参照
（※3） ・裏面参照
（※4） ・中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

■※2 指定保育士養成施設とは（五十音順）

- | | |
|------------------|-----------|
| ・岩国短期大学 | ・梅光学院大学 |
| ・宇部フロンティア大学短期大学部 | ・山口学芸大学 |
| ・至誠館大学 | ・山口芸術短期大学 |
| ・下関短期大学 | ・山口短期大学 |
| ・東亜大学 | |

提出期限

令和7年(2025年)9月30日(火) 必着(※)

(※) 高校から山口県社会福祉協議会への提出期限です。

●ご案内には概要を記載していますので、保育士修学資金貸付実施要綱、様式等の詳細については、山口県福祉人材センターにお問い合わせください。

《申請書提出・問い合わせ先》

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター（保育士修学資金担当）

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI 維新ホール3階

☎ 083-902-2355

貸付申請の手続き

- 高校在学時 申請は、**在籍する高校を通じて**保育士修学資金貸付申請書（実施要綱別記第1号様式-①）に次の書類を添えてお申し込みください。
- (1) 学校長の推薦書（実施要綱別記第2号様式-①）
 - (2) 個人情報の取扱同意書（別紙様式①）
 - (3) 世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の直近の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）
 - (4) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会会長が申請書の審査等に特に必要であると認めるときは、必要と認める書類
※提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
※応募数が定員を超えた場合は、世帯の所得状況により**選定となる可能性があります。**
- 養成施設入学後 進学後は、**養成施設を通じて**次の書類をご提出ください。
- 誓約書（実施要綱別記第3号様式）
※連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。
※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付）し、収入印紙（200 円）を貼り、右側に申請者、左側に連帯保証人の割印を押印してください。

貸付決定の解除及び休止

- 次のいずれかに該当する場合は、貸付決定を解除することになります。（貸付金の返還事由に該当し、返還を開始することになります。）
- 退学したとき ○心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。（留年も該当） ○修学資金の貸付を辞退したとき。
 - 死亡したとき。 ○その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 次のいずれかに該当する場合は、貸付を休止することになります。 ○休学又は停学の処分を受けたとき。

貸付金の返還

- 次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がつきます。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）
- 修学資金の貸付を解除されたとき。
 - 死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。（業務従事中を除く。）
 - 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
 - 山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき。
- ※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。
※返還方法は、月賦の均等払いによります。なお、繰り上げ返還や一括返還もできます。
※猶予期間について…災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、猶予期間を設けることができます。

貸付金の返還免除

★全額免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い山口県内の保育所等（※3）で、保育士として児童の保護等の業務に従事し、引き続き5年間（※4）従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

※4 中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

★一部免除

山口県内の保育所等で、保育士として児童の保護等の業務に引き続き2年以上従事した場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

■※3 保育所等とは

区域	施設種別
山口県内施設	保育所（公立を含む）
	認定こども園
	保育所以外の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
	児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設
	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	地域型保育事業
	小規模保育事業
	居宅訪問型保育事業
	事業所内保育事業
	病児保育事業
	乳児等通園支援事業
	特例保育（離島その他の地域）

